

# 管理の概況

## 1 沿革

- 昭和22年4月1日 鳥取県立公民館規程の制定により鳥取県立図書館内に鳥取県立公民館が併置され、図書部、科学部、集会部がおかれた。科学部は「科学研究館」として運営された。
- 昭和24年7月1日 鳥取県立公民館規程が廃止され、鳥取県立科学館設置条例に基づき「鳥取県立科学館」が設置される。
- 昭和24年7月23日 仁風閣に移転。
- 昭和27年7月1日 昭和27年7月博物館法の施行により、同法に基づく博物館相当施設として文部大臣の指定を受ける。
- 昭和29年7月1日 登録博物館となる。
- 昭和29年7月1日 鳥取県立科学博物館規程の制定により「鳥取県立科学博物館」と改称。
- 昭和39年9月7日 文化センター建設調査費を計上し、施設構想を検討。
- 昭和43年9月10日 文化センター敷地について、公設運動場と二の丸公園を充てることで知事と鳥取市長が合意。
- 昭和44年2月5日 県議会総務教育常任委員会で、鳥取市公設運動場に建設することに決定。
- 昭和44年4月2日 文化施設の建設促進のため、県に鳥取県立文化施設促進協議会を設置。
- 昭和44年5月30日 株式会社日建設に建設構想図の作成を依頼。
- 昭和45年9月15日 鳥取県立博物館の実施設計完了。
- 昭和45年10月20日 鳥取市が公設運動場を県立博物館の建設敷地として県に無償譲与。
- 昭和45年10月20日 建設工事着工。
- 昭和47年4月1日 鳥取県立科学博物館を「鳥取県立博物館」と改称、組織も、管理課（庶務係、設備係）学芸課（学芸係、美術係、史料係）と二課制に拡充。
- 昭和47年4月1日 西本真一県立鳥取東高校長が館長に就任。
- 昭和47年5月31日 建設工事竣工。
- 昭和47年10月1日 鳥取県立博物館竣工式、開館式挙行。
- 昭和50年4月1日 西本真一館長辞任に伴い木代彰県教育長が館長に就任。
- 昭和51年12月14日 木代彰館長辞任に伴い西尾優県教育長が館長事務取扱。
- 昭和52年4月1日 前田壽男県教育次長が館長に就任。
- 昭和56年4月1日 前田壽男館長辞任に伴い山根幸恵県立鳥取西工業高等学校長が館長に就任。
- 昭和58年4月1日 山根幸恵館長辞任に伴い河田晃県立鳥取西工業高等学校長が館長に就任。
- 昭和58年4月1日 学芸課の係を再編成し、自然係、美術係、人文係とする。

## 2 施設の概要

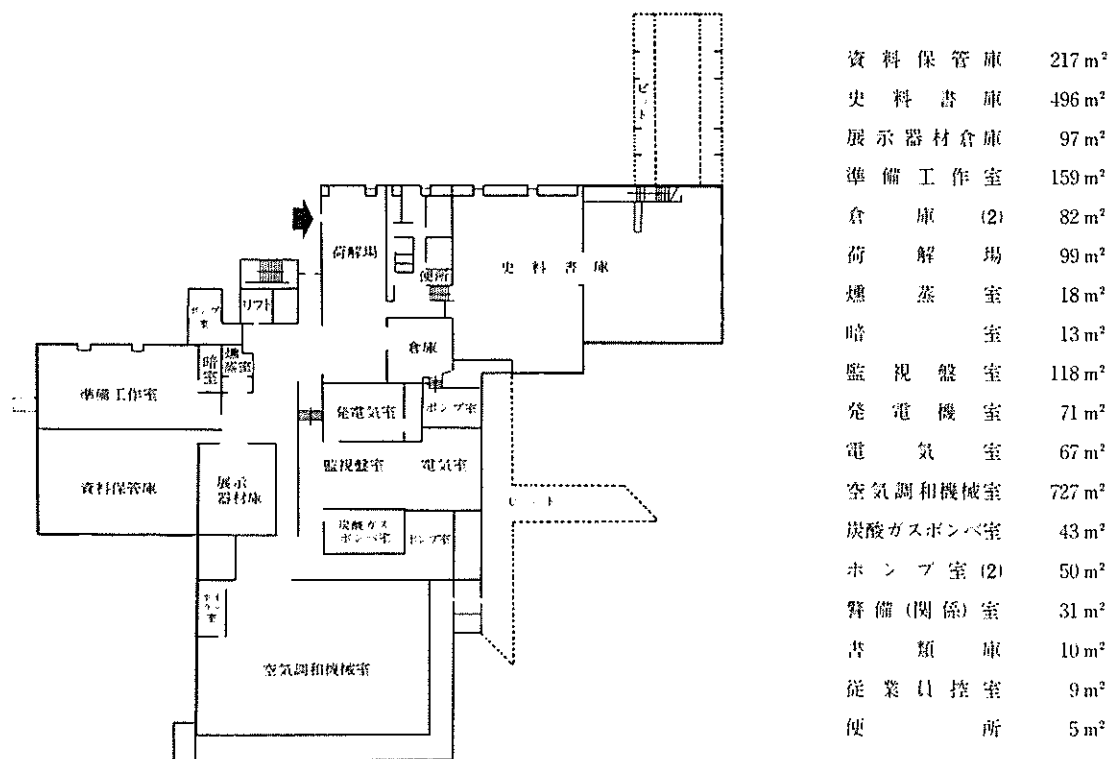
### 規 模

構 造	鉄筋コンクリート造						地下1階、 地上2階、一部3階	
規 模	敷 地 面 積		14,228㎡					
	建 築 面 積		3,576㎡					
	床 延 面 積		9,699㎡					
	地階	2,668㎡	1階	3,623㎡	2階	2,606㎡	3階	706㎡
	屋上階	58㎡	屋外倉庫(別棟)	38㎡				

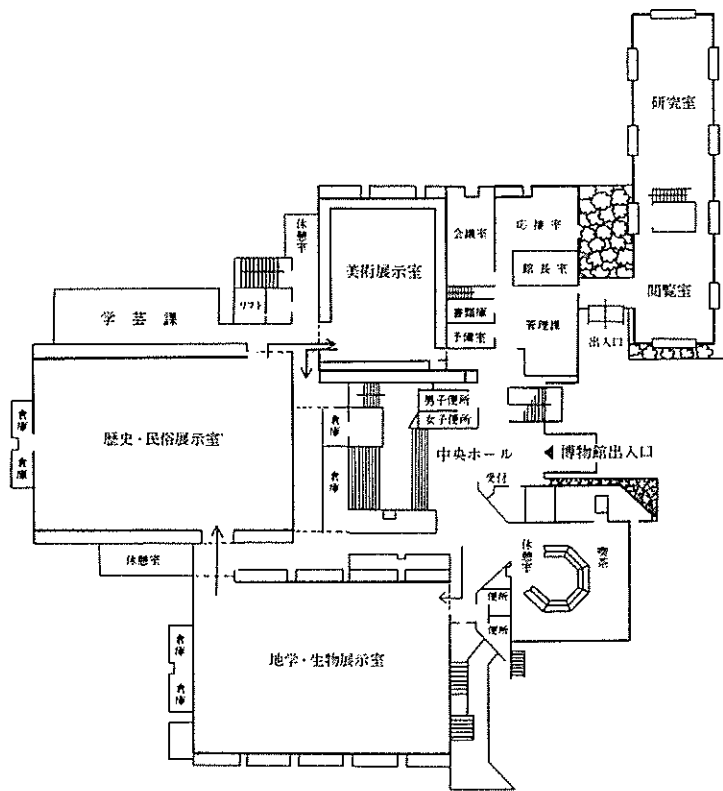
### 主要設備

- (1) 全館冷・暖房、温度・湿度調和装置
- (2) 収蔵庫、常設・特別展示室、炭酸ガス消火設備 50kgボンベ 112本
- (3) 予備発電設備 6,600V 250KVA
- (5) 盗難防止 超短波警戒装置 半径5m 11基
- (5) エレベーター設備 人荷用 定員59名 積載荷重3,900kg 1基
- (6) 講堂映写機 16mm 1台 8mm 1台 スライド1台
- (7) 身障者用便所、インターホン設備

### 地 階 平 面 図

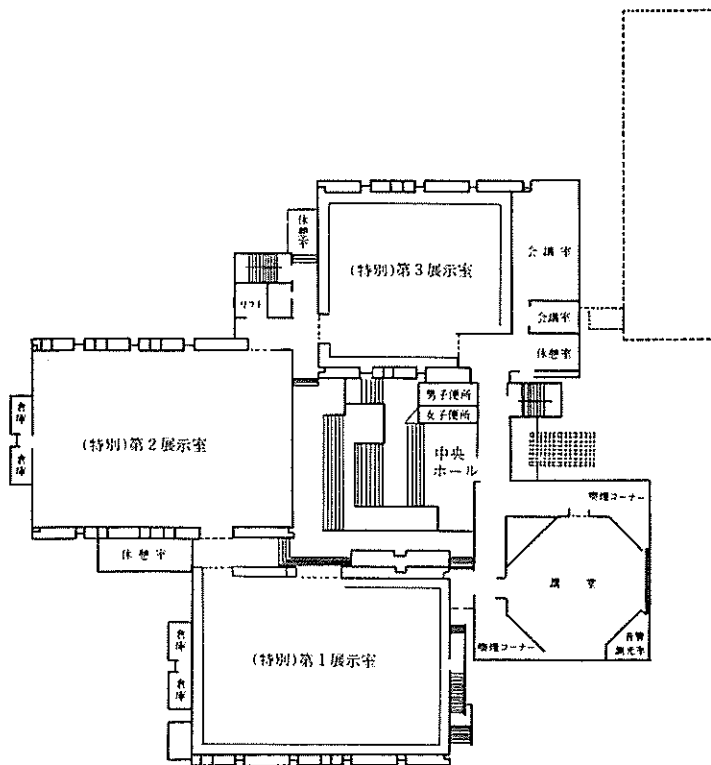


# 1 階 平 面 図



地学・生物展示室	515 m <sup>2</sup>
歴史・民俗展示室	515 m <sup>2</sup>
美術展示室	260 m <sup>2</sup>
喫茶・休憩室	182 m <sup>2</sup>
展示室倉庫(2)	40 m <sup>2</sup>
館長室	26 m <sup>2</sup>
応接室	60 m <sup>2</sup>
管理課	68 m <sup>2</sup>
学芸課	108 m <sup>2</sup>
会議室	58 m <sup>2</sup>
休憩室(2)	66 m <sup>2</sup>
休養室	17 m <sup>2</sup>
書類庫	10 m <sup>2</sup>
便所(3)	64 m <sup>2</sup>
閲覧室	111 m <sup>2</sup>
研究室	170 m <sup>2</sup>
倉庫(階段下)	110 m <sup>2</sup>

# 2 階 平 面 図

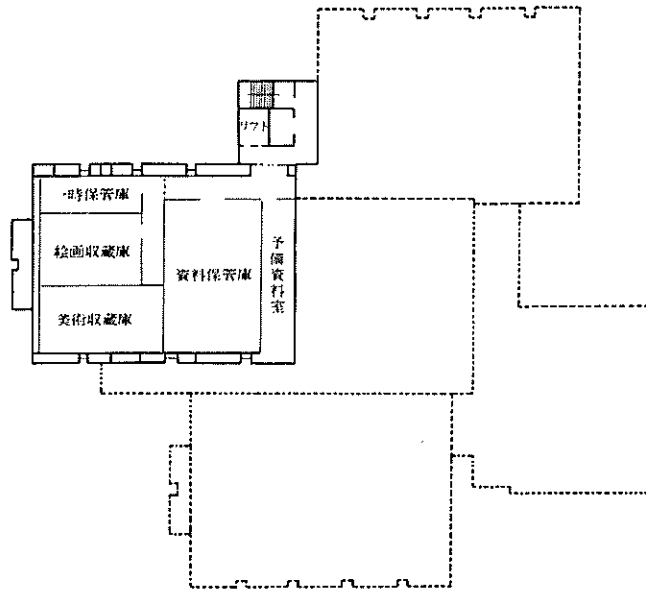


(特別)第1展示室	515 m <sup>2</sup>
( )第2展示室	515 m <sup>2</sup>
( )第3展示室	374 m <sup>2</sup>
講堂・映写室	206 m <sup>2</sup>
会議室・控室	107 m <sup>2</sup>
展示室倉庫(2)	40 m <sup>2</sup>
休憩室(3)	88 m <sup>2</sup>
便所	30 m <sup>2</sup>

陳列壁面の長さ(特別展示室)

区 分	壁 面 延 長		
	固 定	可 動	計
第 1 展 示 室	80 m	105 m	185 m
第 2 展 示 室	83	134	217
第 3 展 示 室	65	62	127
計	228	301	529

### 3 階 平 面 図

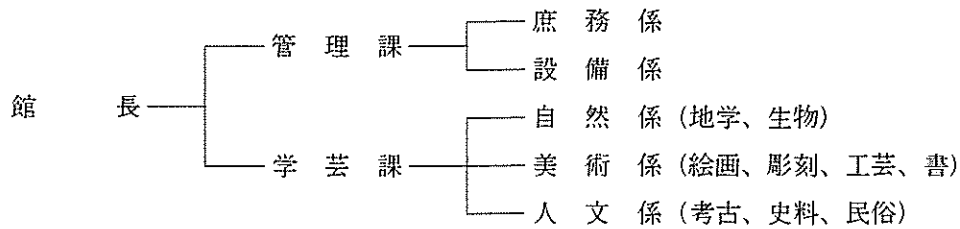


収 蔵 庫 (3) 258m<sup>2</sup>  
 資 料 保 管 庫 172m<sup>2</sup>  
 子 備 資 料 室 60m<sup>2</sup>

屋階平面図



### 3 組 織 (昭和59年 4 月 1 日 現在)



### 職 員 名 簿 (昭和60年 3 月 31 日 現在)

職 員	氏 名	職 名	氏 名
館 長	河 田 晃	主 任	森 岡 弘
管 理 課 長	乾 恭 明	〃	磯 江 正 人
庶 務 係 長	山 口 讓	美 術 係 員	小 山 勝 之 進
主 任 (主 事)	長 見 トキ子	学 芸 員	三 谷 魏
主 事	畑 中 芳 雄	主 任	太 田 垣 哲
〃	前 田 潤 子	主 事	山 中 順 子
自 動 車 整 備 士	岡 田 晃 一	人 文 係 長	福 井 淳 人
設 備 係 長	森 下 忠 久	学 芸 員	林 賢 一 郎
機 械 技 師	松 岡 弘 幸	主 事	寺 西 健 一
電 氣 技 師	藤 田 政 博	〃	坂 本 敬 司
学 芸 課 長	大 谷 博	学 芸 員 補	植 谷 勤
自 然 係 長	野 村 幸 弘		

## 4 博物館協議会

鳥取県立博物館協議会は、委員25人で構成し、運営、自然、美術、人文の専門部会を組織して運営している。

### (1) 協議会開催状況

全体会 5月17日 10月19日 3月12日  
 運営部会 7月10日  
 自然部会 10月3日  
 人文部会 10月15日  
 美術部会 12月21日

### (2) 委員名簿(昭和60年3月31日現在)

任期=昭和59年4月1日~昭和61年3月31日(2か年)

区分	氏名	住所	現職	部会	摘要
社会教育関係	石谷貞彦	八頭郡智頭町智頭	県社会教育委員	運営	議長
〃	児嶋恒吉	鳥取市瓦町461	〃	〃	部会長 (議長代行者)
〃	杉本幸江	倉吉市円谷128	県連合婦人会副会長	〃	
学校教育関係	田中英太郎	鳥取市行徳ろ601	鳥取市日進小学校長	〃	
〃	能見幸正	八頭郡郡家町郡家	八東町立八東中学校長	〃	59.5.29 任 命
〃	吉田博	鳥取市庵丁人町14-1	鳥取西高等学校長	〃	
学識経験	尾坂雅人	鳥取市今町1丁目319	鳥取市教育委員長	〃	
〃	木島善兵衛	八頭郡若桜町若桜259		〃	
〃	坂出雅己	東伯郡三朝町三朝814		〃	
〃	安田光昭	米子市上福原1838-2		〃	
〃	今村時男	鳥取市行徳ろ754	県議会議員	〃	
〃	吉田達男	岩美郡岩美町太田	〃	〃	
〃	赤木三郎	鳥取市湖山町南5-639	鳥取大学教授	自然	
〃	江原昭三	鳥取市浜坂1491-5	〃	〃	
〃	尾崎繁夫	鳥取市西町2丁目111	県文化財保護審議会委員	〃	部会長
〃	越智春美	鳥取市行徳い743-9	鳥取大学教授	〃	
〃	岩垣寿太郎	倉吉市上井町1丁目西		美術	
〃	寺坂正信	鳥取市正蓮寺126-10	近畿女子大学豊岡女子短大教授	〃	
〃	桑田忠之助	倉吉市東仲町2043	県文化財保護審議会委員	〃	
〃	山本兼文	岩美郡岩美町馬場104		〃	部会長
〃	佐々木謙	境港市中野町314	県文化財保護審議会委員	人文	
〃	手嶋義之	倉吉市広瀬町2037	〃	〃	
〃	野津龍	鳥取市湖山町南3丁目101-51	鳥取大学教授	〃	
〃	河手龍海	鳥取市江崎町106	〃	〃	部会長
〃	浜崎洋三	鳥取市湯所町1丁目433	鳥取西高等学校教諭	〃	

## 5 予

算(昭和60年3月31日現在)

(単位:千円)

事業名	予算額	財 源 内 訳					摘 要
		国 庫	使用料	繰入金	諸収入	一般財源	
博物館運営費	56,457		5,018		41	51,398	
自然事業費	3,385					3,385	
資料収集研究費	1,631					1,631	
常設展示費	1,754					1,754	
美術事業費	25,926	1,131	8,100	6,500		10,195	
資料収集研究費	8,509			6,500		2,009	
常設展示費	1,606					1,606	
京の染展開催費	5,817	800	3,400			1,617	
近代日本美術の巨匠展開催費	6,315	331	4,700			1,284	
美術品取得基金	2,786					2,786	
神々の美術展開催準備費	893					893	
人文事業費	15,626		5,500			10,126	
資料収集研究費	1,635					1,635	
常設展示費	772					772	
藩政資料整備費	2,236					2,236	
藩政資料補修費	2,077					2,077	
常設展示改善充実費	1,850					1,850	
藩政史料刊行事業費	170					170	
はにわ展開催費	6,886		5,500			1,386	
普及事業費	2,391					2,391	
教育普及活動費	1,992					1,992	
巡回展開催費	399					399	
博物館費合計	103,785	1,131	18,618	6,500	41	77,495	

## 6 利 用 者

常設展入館者	特別展入館者	普及活動		研究相談	小計	許 可 利 用				合計
		館内	館外			展示室	講堂	会議室	小計	
33,416	21,778	848	2,785	1,057	59,884	11,636	5,120	1,315	18,071	77,955

## (1) 特別展入館者数

展覧会	期 間	開館 日数	小・中学生			高 校 生			一 般			合 計			1日当 り入館 者 数
			個人	団体	計	個人	団体	計	個人	団体	計	個人	団体	計	
はにわ	59.4.28 ～5.27	27	1,355	6,164	7,519	93	199	292	2,680	586	3,266	4,128	6,949	11,077	410
京の染	59.7.7 ～7.29	20	90	141	231	10	268	278	1,280	312	1,592	1,380	721	2,101	105
近代日本美術の巨匠	59.10.6 ～11.4	26	308	3,689	3,997	38	246	284	3,354	965	4,319	3,700	4,900	8,600	330
合計		73	1,753	9,994	11,747	141	713	854	7,314	1,863	9,177	9,208	12,570	21,778	298

## (2) 常設展入館者数

月別	開館 日数	小・中 学 生			高 校 生			一 般			合 計			1日当 たりの入館 者数
		個 人	団 体	計	個 人	団 体	計	個 人	団 体	計	個 人	団 体	計	
4	27	585	376	691	75	416	491	1,339	143	1,482	1,999	935	2,934	108
5	27	(200) 546	1,651	2,197	38		38	1,049	346	1,395	1,633	1,997	3,630	134
6	26	118	330	448	23		23	696	463	1,159	837	793	1,630	62
7	26	297	386	683	45		45	801	214	1,015	1,143	600	1,743	67
8	27	1,534	184	1,718	160		160	2,665	211	2,876	4,359	395	4,754	176
9	27	782	64	846	115		115	6,281	643	6,924	7,178	707	7,885	292
10	26	236	2,296	2,532	25	191	216	746	598	1,344	1,007	3,085	4,092	157
11	25	223	322	545	15		15	1,012	533	1,545	1,250	855	2,105	84
12	20	87	18	105	7		7	378	395	773	472	416	885	44
1	25	85		85	12		12	344	56	400	441	56	497	19
2	24	256		256	7		7	743	101	844	1,006	101	1,107	46
3	26	385	251	636	56	39	95	1,173	250	1,423	1,614	540	2,154	82
計	306	5,134	5,878	11,012	578	646	1,224	17,227	3,953	21,180	22,939	10,477	33,416	109

( )は、子供の日入館者数(内数)である。

## (3) 展示室許可利用内訳(館外主催展)

展 覧 会 名	期 間	内 容	入館者数	備 考
大 下 藤 次 郎 展	59.3.24～4.8	水彩、デッサン 103点	1,546 <sup>人</sup>	読売新聞社
夢 現 展	59.6.16～6.17	絵画、書、陶器	1,500	(社)鳥取青年会議所
鳥 取 大 学 開 学 記 念 展	59.6.20～6.24	絵画、書、写真など	680	鳥取大学
山 陰 書 人 社 展	59.6.25～7.1	書	1,100	山陰書人社
鳥 取 県 書 道 代 表 秀 作 展	59.8.8～8.12	書	1,500	山陰中央新報社
第 4 回 鳥 取 県 児 童 書 展	〃	書		〃
第31回鳥取県勤労者美術展	59.11.17～11.19	絵画、写真、書	350	鳥 取 県
第 9 回 鳥 取 書 道 連 盟 会 員 展	59.11.19～11.25	書	952	鳥取書道連盟
鳥 取 県 高 等 学 校 芸 術 文 化 祭 美 術 展	59.12.9～12.15	絵画、デザイン、工芸、彫塑	518	県高校美術教育研究会
第 1 回 梨 風 会 書 展	60.2.9～2.12	書	990	梨 風 会
鳥 取 県 児 童 生 徒 書 道 展	60.2.15～2.17	書	2,500	鳥取県書写書道教育研究会 東部地区
第28回鳥取県美術展覧会	59.9.15～9.24	日本画、書道、洋画、版画、彫刻、 工芸、写真、デザイン 514点	(6,846)	鳥取県教育委員会
合		計	11,636	

( )は、常設展入館者と重複するもので外書きである。

## 7 条例・規則

○鳥取県立博物館の設置及び管理に関する条例（昭和47年7月7日鳥取県条例第29号）

最終改正 昭和58年3月8日条例第16号

（目的）

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第1項及び博物館法（昭和26年法律第285号）第18条の規定に基づき、鳥取県立博物館の設置及びその管理に関する事項について定めることを目的とする。

（設置）

第2条 県民の教育、学術及び文化の発展に寄与するため、鳥取県立博物館（以下「博物館」という。）を鳥取市に設置する。

（利用の許可）

第3条 博物館を利用しようとする者は、教育委員会規則で定めるところにより、教育委員会の許可を受けなければならない。

（使用料の徴収）

第4条 博物館の利用については、別表に定めるところにより、使用料を徴収する。

（使用料の減免）

第5条 知事は、特別の理由があるときは、規則で定めるところにより、使用料を減免することができる。

（教育委員会規則への委任）

第6条 この条例に定めるもののほか、博物館の管理に関する事項は、教育委員会規則で定める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、昭和47年10月1日から施行する。

（以下附則省略）

別 表（第4条関係）（昭58条例16全改 昭58.4.1施行）

### 1 入館料

区	分	金 額	
		通常展示	特別展示
個 人	児童又は中学校の生徒	1人1回につき 30円	1人1回につき1,000円 をこえない範囲内で教育 委員会が定める額
	高等学校の生徒	1人1回につき 50円	
	学生又は一般人	1人1回につき 100円	
団 体 (20人以上のものに限る。)	児童又は中学校の生徒	1人1回につき 20円	
	高等学校の生徒	1人1回につき 30円	
	学生又は一般人	1人1回につき 80円	

### 2 展示室等使用料

区	分	金 額	
第1	展示室	1日につき 18,000円	半日につき 9,000円
第2	展示室	1日につき 18,000円	半日につき 9,000円
第3	展示室	1日につき 14,000円	半日につき 7,000円
講	堂	1日につき 7,200円	半日につき 3,600円
会	議室	1日につき 2,000円	半日につき 1,000円



備 考

- 1 この表中「1日」とは午前9時から午後5時までをいい、「半日」とは午前9時から午後1時まで又は午後1時から午後5時までをいう。
- 2 暖房又は冷房をしたときは、この表に定める使用料の額に当該額の2割に相当する額を加算する。

○鳥取県立博物館協議会に関する条例

(設 置)

第1条 博物館法(昭和26年法律第285号)第22条の規定に基づき、鳥取県立博物館に鳥取県立博物館協議会(以下「協議会」という。)を置く。

(定 数)

第2条 協議会の委員(以下「委員」という。)の定数は、25人以内とする。

(任 期)

第3条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(解 任)

第4条 教育委員会は、特別の事情があると認めるときは、委員の任期中であってもこれを解任することができる。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和47年3月30日条例第22号)抄

(施 行 期 日)

- 1 この条例は、昭和47年4月1日から施行する。

○鳥取県美術品取得基金条例(昭和54年3月16日鳥取県条例第2号)

(目 的)

第1条 この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第241条の規定に基づき、鳥取県美術品取得基金の設置及び管理に関する事項を定めることを目的とする。

(設 置)

第2条 美術品の取得に要する経費に充てるため、鳥取県美術品取得基金(以下「基金」という。)を設置する。

(積 立 て)

第3条 基金として積み立てる額は、一般会計歳入歳出予算に定める額とする。

(管 理)

第4条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他の最も確実かつ有利な方法によりこれを保管しなければならない。

(運用益金の処理)

第5条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、基金に編入するものとする。

(繰 替 運 用)

第6条 知事は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻し方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(委 任)

第7条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、知事が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

○鳥取県立博物館の管理運営に関する規則（昭和47年9月29日鳥取県教育委員会規則第7号）

最終改正 昭和58年3月24日鳥取県教育委員会規則第4号

（目 的）

第1条 この規則は、鳥取県立博物館（以下「博物館」という。）の管理運営に関し必要な事項を定めることを目的とする。

（内部組織及び分掌事務）

第2条 博物館に、次の表の上欄に掲げる課を置き、課の事務を分掌させるため、それぞれ当該下欄に掲げる係を置く。

管 理 課	庶 務 係・設 備 係
学 芸 課	自然係・美術係・人文係

2 各課の分掌事務は、次のとおりとする。

管 理 課

- (1) 博物館の施設の管理に関すること。
- (2) 博物館協議会に関すること。
- (3) 庶務に関すること。
- (4) その他他課の所掌に属しないこと。

学 芸 課

- (1) 博物館資料の収集、保管及び展示に関すること。
- (2) 博物館資料の利用の指導、助言及び普及に関すること。
- (3) 博物館資料の調査研究に関すること。
- (4) その他博物館の事業に関すること。

（係の分掌事務）

第3条 係の分掌事務は、館長が定め、教育長に報告しなければならない。これを変更したときも、同様とする。

（職 制）

第4条 博物館に館長を、課及び係にそれぞれの長を置く。

2 前項の長の職務を補佐させ、及び長に事故がある場合はその職務を代行させるため必要があると認めるときは、博物館に次長を、課に課長補佐を置くことができる。

（職員の種類）

第5条 博物館の職員（臨時的任用職員及び非常勤職員を除く。以下同じ。）の種類は、事務職員及び技術職員とする。

（職員の職）

第6条 博物館の職員の職は、別表のとおりとする。

（職員の分担事務）

第7条 職員の分担事務は、館長が定め、教育長に報告しなければならない。

（開館時間）

第8条 博物館の開館時間は、午前9時から午後5時までとする。ただし、教育委員会は、特に必要があると認めるときは、臨時にこれを変更することができる。

2 教育委員会は、前項ただし書の規定により開館時間を変更するときは、あらかじめその旨を掲示しなけれ

ばならない。

(休館日)

**第9条** 博物館の休館日は、次のとおりとする。

- (1) 月曜日(その日が国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日である場合は、その翌日)
- (2) 国民の祝日に関する法律に規定する国民の祝日の翌日(その日が日曜日、月曜日又は火曜日である場合を除く。)
- (3) 1月1日から同月4日まで及び12月28日から同月31日までの日

2 教育委員会は、特に必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、臨時に休館し、又は休館日に開館することができる。

3 前条第2項の規定は、前項の規定により臨時に休館し、又は休館日に開館する場合に準用する。

(利用の許可の申込み等)

**第10条** 博物館の展示室、講堂及び会議室(以下「展示室等」という。)を利用しようとする者は、様式第1号による許可申込書を教育委員会に提出しなければならない。

2 博物館に入館して博物館資料を観覧しようとする者の利用の許可の申込みについては、教育委員会が別に定めるところによる。

3 教育委員会は、博物館の利用の許可をしたときは、展示室等を利用する者に対しては様式第2号による利用許可書を、博物館に入館して博物館資料を観覧する者に対しては様式第3号による入館券を交付するものとする。

(行為の制限等)

**第11条** 博物館においては、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 博物館の施設又は博物館資料をき損し、若しくは汚損し、又はそのおそれのある行為をすること。
- (2) 許可を受けずに博物館資料を模写し、又は撮影すること。
- (3) 所定の場所以外の場所において喫煙し、又は飲食すること。
- (4) 許可を受けずに物品を販売すること。
- (5) 他人に迷惑を及ぼし、又はそのおそれのある行為をすること。
- (6) その他教育委員会が定める行為。

2 前項第(2)号又は第(4)号の許可を受けようとする者は、様式第4号又は様式第5号による許可申請書を教育委員会に提出しなければならない。

3 教育委員会は、第1項の規定に違反し、又はそのおそれのある者に対しては、博物館への入館を拒み、又は博物館からの退去を命ずることができる。

(監督)

**第12条** 教育委員会は、博物館の適正な管理を図るため必要があると認めるときは、博物館の利用の許可を受けた者(以下「利用者」という。)に対し、必要な措置を命じ、又は必要な指示をすることができる。

(許可の取消し)

**第13条** 教育委員会は、利用者が次の各号の一に該当するときは、鳥取県立博物館の設置及び管理に関する条例(昭和47年7月鳥取県条例第29号。以下「条例」という。)第3条の許可又は第11条第1項第(2)号若しくは第(4)号の許可を取り消すことができる。

- (1) 条例若しくはこの規則の規定又はこれらに基づく処分に違反したとき。
- (2) 許可の条件に違反したとき。
- (3) 詐偽その他不正の行為により許可を受けたとき。
- (4) 正当な理由がなく使用料を納付しないとき。
- (5) その他博物館の管理上支障がある行為をし、又はそのおそれがあるとき。

(使用料の減免)

**第14条** 博物館の使用料の減免を受けようとする者は、様式第6号による減免申請書を教育委員会に提出しなければならない。

(委任)

**第15条** この規則に定めるもののほか、博物館の管理運営に関し必要な事項は、教育委員会の承認を得て、館長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、昭和47年10月1日から施行する。

(以下附則省略)

別表(条6条関係) (昭和48年教委規則8、昭和52年教委規則1・一部改正)

1 事務職員又は技術職員をもって充てる職

館長・次長・課長・課長補佐・主幹・係長・主任・現業主幹

2 事務職員をもって充てる職

主事・博物館司書・現業主事

3 技術職員をもって充てる職

専門学芸員・学芸員・学芸員補・機械技師・電気技師・自動車整備士・運転士

○県立学校の授業料及び県営武道館等の使用料の減免に関する規則(抄)

(目的)

**第1条** この規則は、鳥取県立学校(以下「県立学校」という。)の授業料並びに鳥取県営社会体育施設、鳥取県立博物館、鳥取県立青少年社会教育施設、鳥取県立社会教育センター及び鳥取県立倉吉体育文化会館(以下「県営社会体育施設等」という。)の使用料の減免に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(授業料及び使用料の減免)

**第2条** 県立学校の授業料及び県営社会体育施設等の使用料の減免は、次の表の中欄に掲げる授業料又は使用料について行うものとし、当該授業料又は使用料の減免を行うことができる場合は、それぞれ同表の下欄に定める事由に該当する場合とする。

区 分	授業料又は使用料	減 免 事 由
鳥取県立博物館	展示室等使用料	1 芸術文化団体が芸術又は文化の振興のために行う展示会、講演会、講習会その他の集会等(入場料又はこれに類するものを徴収しないものに限る。)のために利用するとき。 2 社会教育団体が社会教育活動として行う講習会、講演会、展示会、その他の集会等(入場料又はこれに類するものを徴収しないものに限る。)のために利用するとき。 3 その他教育、学術及び文化の振興を図るため知事が特に必要があると認めたととき。

(減免と申請手続等)

**第3条** 県立学校の授業料及び県営社会体育施設等の使用料の減免の申請手続その他必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は昭和52年4月1日から施行する。

(以下附則省略)